

国際人道法の成立と発展

～戦争法から国際人道法へ

連載第3回(2.16 国際人道法講演会より)

糟谷英之(摂南大学法学部教授 国際法)

民族解放闘争は国際武力紛争

それともうひとつ、77年の追加議定書のことによっておこななければならぬのは、植民地独立の時代というのは、いわゆる国際法で民族自決権というような権利があるんだという、そういった権利が確立した時期でもあるのです。従ってそういった植民地独立というのはある意味では権利だ。だから植民地支配者が武力でもって対抗する、それに対抗し

て武力で対抗せざるを得ない状況が出てきた時に、それは権利として対抗できるのだということです。

つまり、民族解放戦争はそういう意味では従来のいわゆる内戦と同じように考えてはいけないということ、第1追加議定書ではレジユメでは格上げという言葉を使いましたけれども、要するに国際武力紛争であるという、そういう考え方をとったわけです。実はこれが理由で、例えばアメリカなどが入っていないのです。追加議定書に入っていないですね。これは絶対ダメだと。非常に政治的な規定であると言ったことに入っていないわけですね。そういうふうな今までとは違った大きな変化が追加議定書では実は見られるわけで、そういう中で現在としたらどういう状況になっているかということですね。

(3) 現在

現在には色々な武力紛争が起きています。皆さんももちろん、様々な情報をお持ちと思いますが、特に冷戦崩壊後、本来ならば冷戦崩壊しましたら世の中は平和になるといふふうな期待もあつたわけです。予想とは違つて、ところが現実には、ヨーロッパで、アフリカで、アジアで、先ほど言つたいわゆる内戦状況ですね。20年代の年代の内戦とは少し違いますが表面化する。ボスニア・ヘルツェゴビナ、東ヨーロッパでは旧ユーゴ

の内戦が非常に大きく行われた。アフリカではソマリア、ルワンダ、その他様々な地域で内戦が勃発します。で、そういう意味では冷戦崩壊後、武力紛争は減るところが現実には内戦形態をとって増えてきているということですね。

それともう一つはいわゆるアメリカの言うところのテロに対する戦争です。9.11後、特にこういう視点でテロリストに対して武力でもって対抗すべきだという議論が出てきたわけです。そういうふうな状況で、そうしたら、この間見てきましたように、国際人道法は現実の武力紛争の形態に対応して変化してきていますね。こう考えると現時点で、それは新しい国際人道法、戦争法のルールは必要になっているのかどうかということが、今、現在問われているところでありました。

アメリカの学者等は、やっぱりテロに対する戦争に対応するために例えば捕虜の扱いは変えないといけないとか、つまり、従来の戦闘員じゃないと。だからテロリストは戦闘員ではないという言い方をするわけです。ですからテロリストを捕まえても捕虜待遇なんか与える必要はないと。ですからあのグアタナモの事件が起きるわけです。つまり裁判をかける、捕虜待遇も与えない、それで何年間も留置所に置いとくということをやっているわけです。そういうテロに対する戦争におい

ては、新たな対応が必要であるという議論がありますけれどもしかし、現在の国際法学者のほとんどの学者はそうは考えていません。基本的には現時点でなにが重要であるかと言つたら、基本的な枠組みは1977年の追加議定書の枠組みでいいんだと。ただ、より確実にそういった議定書の内容が適用されるべきなんだというのが現時点での多くの国際戦争法、国際人道法の学者たちの意見です。

3. 戦争法から国際人道法への転換の背景

(1) 戦争の違法化(武力行使禁止原則)の確立

以上簡単に今までの国際人道法のおおまかな流れについてお話ししました。この時点でのまとめとして言えるのは、こういった戦争法から人道法へ変化する過程で、いくつかの点が目される。それを少し考えておく必要があるのではないかと。ひとつは、一番大きな変化は、やはり戦争の違法化です。

我々は戦争の違法化、あるいは武力行使禁止原則の確立がこの間あつた、これがひとつ大きい変化であると考えます。

実は20世紀に入つてですけれども様々な戦争、武力行使を制限する条約が出てきました。第一次世界大戦後は失敗したとはいえ、国際連盟というものができて一定戦争を制約

するようなルールも出来ましたし、その後これはひとつ大きなステップになるわけですが、一般的に戦争を放棄するという内容の1928年の不戦条約ができました。

そういう条約が締結されることを背景にして国際的にあらためて戦争を違法化する、あるいは武力行使を国際法上禁止するルールが必要であるという認識が高まり、それがルールとして固まっていた。その結果第二次世界大戦後国連が出来た時点で国連憲章の9条と10条という規定の中にそういった原則が確認されているというふうに我々は考えています。武力による威嚇または武力の行使は禁止されているんだという、そういう認識が出てきているということですから1949年のジュネーブ諸条約の背景で一つ大きな転換点があったということ、今言ったような武力行使禁止原則が確立したと言えると思います。

ただ、直線的に武力行使禁止原則が確立したということ、国際人道法の関係を考えて難しい問題があります。最初にも言いましたように、武力行使が禁止されたので、もう戦争は行われぬのだから戦争法は必要ない、という議論にも一方ではなつたわけです。ところが武力行使が禁止されたけれども現実には武力行使、いわゆる戦争は残念ながら起きているのです。それはひとつにはこ

ういうことなのです。つまり武力行使を禁止していますけれども、国連憲章は例外を認めているのです。大きく二つ例があります。ひとつは、国連自体が武力行使をすることを認めています。安保理事会の一定の手続きによって、国際の平和に対する脅威になる事態があるとか侵略行為があるとか、そういった認定を安保理事會が行えば国連が、現実にはこれは実現しませんでしたけれども国連軍というものを作つてそれが武力行使するということをはっきりと認めている。これは国連憲章の7条がつて軍事措置がとられるという、いわゆる国連による強制的な措置です。現在の北朝鮮に対してとられている措置はこの軍事的措置じゃないですけどももう一つのいわゆる非軍事的措置、経済制裁です。これも強制措置です。つまり先ほど言ったように安保理事會の一定の手続きを経てとられているわけです。つまり平和に対する脅威であるという認定をしているわけです。北朝鮮に対する経済的な制裁をやる。つまり、ああいう核実験をしたことによって平和に対して脅威になつてきているという認定をした上でいわゆる9条措置という経済的な措置、非軍事的な措置をとっているわけです。それと同時に9条で極端な場合には軍事的措置を認められていることです。

それともう一つは自衛権ですね。

実は自衛権、これはやっぱり大きな問題です。最近では、国連憲章の9条の中で個別的自衛権、集団的自衛権を認めています。はっきりと。従つて国連が対応できないときには個別的に国家はこういった権利を行使できると。相手の武力による威嚇ないし武力行使があつたというふうな状況の中でも特にもう少し厳格に自衛権が限定されています。武力行使の発生を前提として反撃する権利が例外的にあるということが言われています。



従つてこういふ例外がありますから、実はイラク戦争にしてもアメリカがこの例外を主張してやつていっているわけです。つまりアメリカ自体の武力行使禁止原則を否定しているわけじゃない。それは認めたくなくて、あれは違うと。つまり例えばこれはもう正当化できると思いませんかけれども例えば60年代アフガニスタンに対して爆撃した時は、テロリストが武力攻撃したと。これは自衛権だ、というふうな議論ですね。イラクの戦争に関してこれは、実際には武力攻撃ないけども脅威だと。ほつておしいたらこれはもう核兵器使つて攻めて来る、だから先制的自衛だとい

う議論だつたわけです。とりあえずそういう正当化をしているわけですが、しかし例外としてもそういう武力行使をする状況と言つのは実はあるのです。法的な枠組みとしてありますから、正当化できるかどうか別にして現実にはそう言うことを根拠にして起きている状況があるということ。現実の世界では。

従つて武力行使が禁止された、だから戦争法はいらぬという議論にはならなかつたんです。つまり、現実起きた状況、武力紛争の現実の状況を前提として適用されるのが国際人道法です。それはどちらが侵略したか、侵略しているかという問題とは別の問題なのです。だからアメリカが侵略したと、僕は思いますが、正当化できないと思いますが、しかしそのアメリカとイラクの間の戦争には国際人道法がある意味で平等に適用される、いう認識がされている。ただ現実の戦闘状況を前提にしたルールだということ。それは非常に大事なことだということに思っています。それが一つです。そういう変化の中で、武力行使禁止原則が確立する中で戦争法をどうとらえるかということで、今言ったようなひとつの大きな変化があつたわけですが、それでも、その中でいわゆる人道法というルールは消えなかつた。それは現実として必要性を確認されたのです。(以下次号)